



未来のために、いま選ぼう。

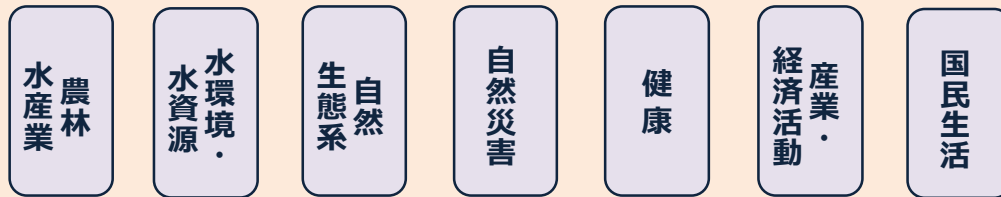
気候変動適応センターと 適応計画の状況について (情報提供)

令和元年 7 月
環境省 地球環境局 総務課
気候変動適応室

1. 適応の総合的推進

- 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化。
- 国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する**気候変動適応計画**を策定。その進展状況について、把握・評価手法を開発。（閣議決定の計画を法定計画に格上げ。更なる充実・強化を図る。）
- **気候変動影響評価**をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定。

各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進



将来影響の科学的知見に基づき、

- ・高温耐性の農作物品種の開発・普及
- ・魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
- ・堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
- ・ハザードマップ作成の促進
- ・熱中症予防対策の推進

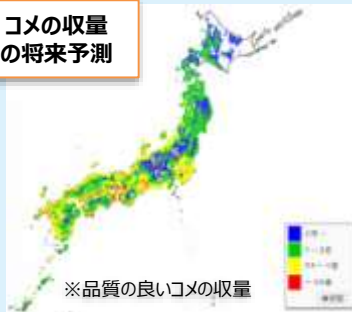
等

2. 情報基盤の整備

- 適応の**情報基盤の中核として国立環境研究所を位置付け**。

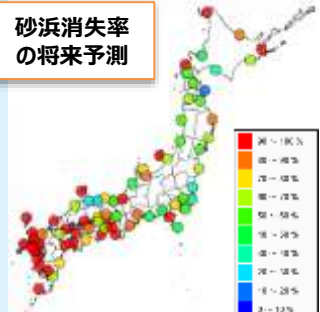
「気候変動適応情報プラットフォーム」（国立環境研究所サイト）
の主なコンテンツ

コメの収量の
将来予測



※品質の良いコメの収量

砂浜消失率
の将来予測



<対象期間>
21世紀末
(2081年～
2100年)
<シナリオ>
厳しい温暖化対
策をとった場合
(RCP2.6)

<http://www.adaptation-platform.nies.go.jp/index.html>

3. 地域での適応の強化

- 都道府県及び市町村に、**地域気候変動適応計画**策定の努力義務。
- 地域において、適応の情報収集・提供等を行う体制（**地域気候変動適応センター**）を確保。
- **広域協議会**を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進。

4. 適応の国際展開等

- 国際協力の推進。
- 事業者等の取組・適応ビジネスの促進。

適応法に基づく地域適応計画の策定状況

2019年7月17日現在で

1府12県、6政令市、4市で地域気候変動適応計画を策定

※気候変動適応情報プラットフォーム調べ

地域気候変動適応計画

- 気候変動の影響は地域により異なるため、地域の実情に応じた適応の取組をすることが重要
- 地域の実情に応じた適応の取組を実施するため、地域気候変動適応計画を策定



地域適応センター設置状況

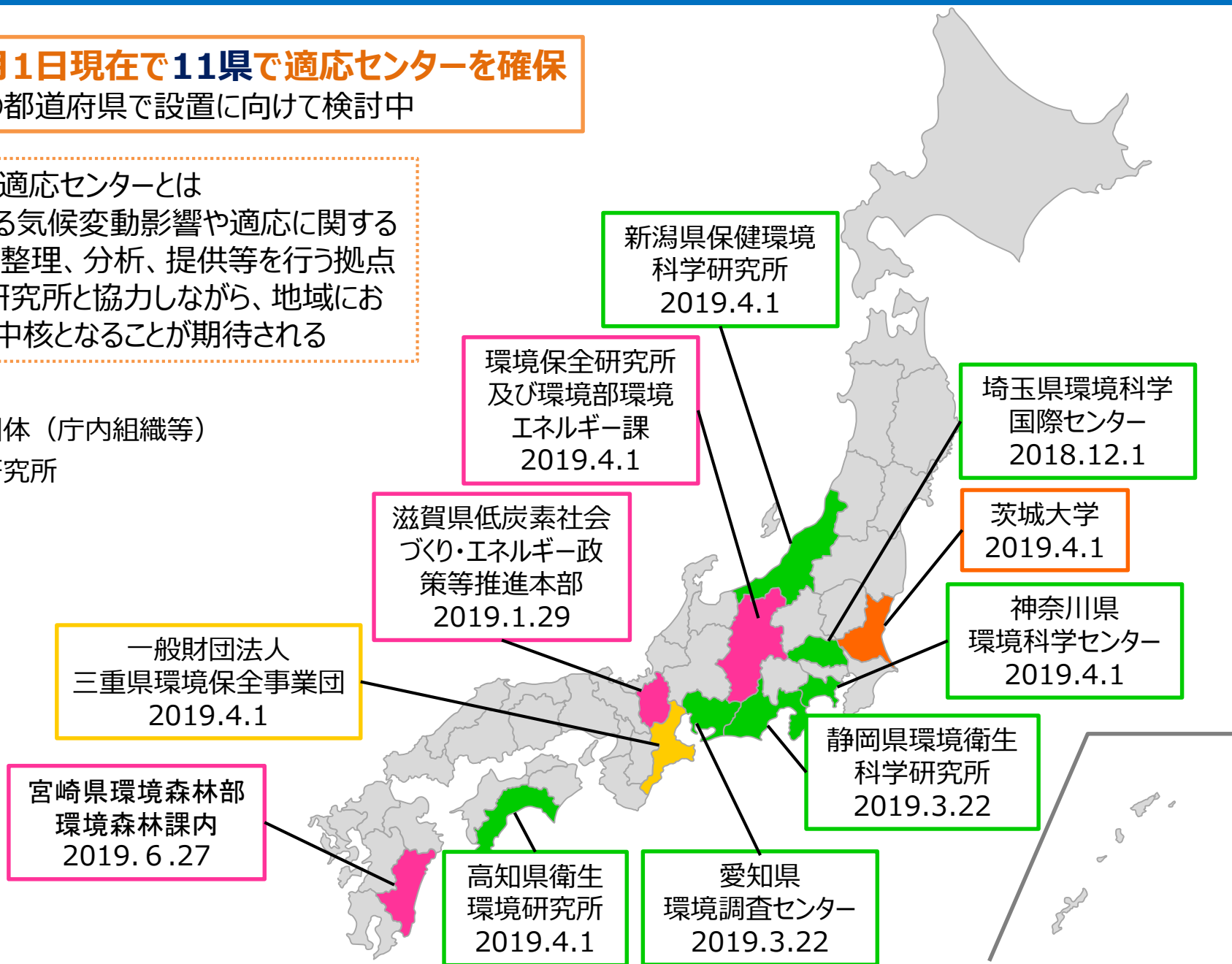
2019年7月1日現在で**11県**で適応センターを確保

その他、多くの都道府県で設置に向けて検討中

地域気候変動適応センターとは

- 地域における気候変動影響や適応に関する情報収集、整理、分析、提供等を行う拠点
- 国立環境研究所と協力しながら、地域における情報の中核となることが期待される

- 地方公共団体（庁内組織等）
- 地方環境研究所
- 大学
- 民間の機関



參考資料

地域気候変動適応計画

気候変動適応法第十二条

都道府県及び市町村は、その区域における自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

地域気候変動適応計画

計画策定の目的・意義

- ・気候変動は長期的に影響を及ぼすため、**中長期的な視点で計画的に対策を進める必要がある**。
- ・多様な気候変動影響に適応するため、**全体で整合のとれた取組を推進**することが求められている。
- ・地域における**優先事項を明らかにし適応を効果的かつ効率的に推進**することも重要。

策定の主体

- ・都道府県及び市町村が、それぞれ**単独**で策定
- ・複数の都道府県及び市町村が**共同**で策定

対象範囲

- ・原則として策定を行う**都道府県及び市町村の区域**
- ・区域を超えた適応策が必要となる場合は、関係する他の都道府県及び市町村や国等の関係者と十分に連携・協力しながら策定する必要

形式

- ・**独立した計画**
- ・地球温暖化対策実行計画や環境基本計画等**関連する計画の一部**に組み込む

位置づけ

- ・**「適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画」であることを計画自体に明記**するなど、それぞれの状況に応じてしかるべき対応を実施

気候変動影響評価と見直し

- ・気候変動影響等に関する研究の最新知見を収集し、**定期的に気候変動影響評価を実施**。
- ・**気候変動影響評価に基づいて地域適応計画を見直し**。

平成30年11月「地域気候変動適応計画策定マニュアル」を作成・公開しました

入手可能な情報を使って**地域気候変動適応計画**（以下、「**地域適応計画**」）を**策定・変更する標準的な手順**や**参考となる情報・考え方を提供**しています。

地域気候変動適応センターについて

地域気候変動適応センターとは

地域における気候変動影響や適応に関する情報（主に科学的な知見）収集、整理、分析、提供等を行う拠点。複数の都道府県・市町村が共同して確保することも可能。

センターとして想定される機関

地方環境研究所、地方大学等の既存の研究機関や、庁内組織など。

1つの都道府県・市町村に対して複数の組織をセンターとして確保することも可能。

想定される主な活動

- ① 地方公共団体の要望に応じて地域気候変動適応計画の策定に必要となる**地域の気候変動影響及び気候変動適応に関する科学的知見の整理**
- ② 地域における**適応の優良事例の収集**
- ③ 地域における気候変動**影響の予測及び評価**
- ④ 地域適応計画の策定や適応の推進のための**技術的助言**
- ⑤ 地域における気候変動影響に関する様々な情報について**ウェブサイト等を通じた発信**
- ⑥ 地域の事業者や地域住民の**適応に関連する相談への対応**
- ⑦ 活動により収集した情報及び整理、分析した結果等の**国立環境研究所との共有**
- ⑧ 各分野の研究機関との**協力連携体制の構築** など

